



## 2. 本完全子会社化手続の要旨（予定）

当社は、本完全子会社化手続を実施するため、当社の定款の一部を変更し、種類株式を発行する旨の定めを新設すること、当社定款の一部を変更し、当社普通株式に会社法第108条第1項第7号に規定する全部取得条項を付す旨の定めを新設すること、並びに会社法第171条第1項及び上記及びによる変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、当社が全部取得条項を付した普通株式（以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）の株主から当社全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに当社種類株式を交付することを実施する予定です（以下、上記からを総称して「本定款一部変更等」といい、上記ないしを個別に「本定款一部変更等」ないし「本定款一部変更等」といいます。）。本定款一部変更等を実施するため、当社では、臨時株主総会及び当社普通株主による種類株主総会を開催し、臨時株主総会に本定款一部変更等を、当社普通株主による種類株主総会には本定款一部変更等を、それぞれ付議する予定です。

本定款一部変更等においては、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに、TDK関係者以外の当社の株主に対して当社が交付する当社種類株式が、1株未満の端数となる比率で当社種類株式を交付することを予定しておりますので、本定款一部変更等が実施された場合には、当社はTDKの完全子会社となる予定です。

本定款一部変更等に関連して1株に満たない端数の処理としてTDK関係者以外の当社全部取得条項付普通株式の株主に対して交付される現金の金額は、本公開買付けにおける買付価格（1株当たり1,715円）を基準に算出される見込みであり、原則として、本公開買付けにかかる買付価格に相当する金額が交付されることとなるような方法を採用する予定です。

本定款一部変更等において、当社全部取得条項付普通株式の全部の取得と引換えに、当社が交付する当社種類株式の種類及び数は未定です。決定次第、金融商品取引所等を通じて速やかに開示いたします。

なお、当社全部取得条項付普通株式の全部の取得と引換えに、当社が交付する当社種類株式については、東京証券取引所及び大阪証券取引所のいずれにおいても上場申請は行わない予定です。

当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定めを新設する定款の変更（本定款一部変更等）に関しては、当該定款変更に対抗する当社普通株式の株主は、会社法第116条及び第117条に基づいて、当社に対し、その有する普通株式を公正な価格で買い取ることを請求することができ、一定の場合には裁判所に対して価格決定の申立てをすることもできます。また、当社全部取得条項付普通株式の全部を取得する株主総会決議がなされた場合（本定款一部変更等）には、当社の株主は、会社法第172条に基づき、裁判所に対して、全部取得条項付普通株式の当社による取得の価格の決定の申立てをすることもできます。

本定款一部変更等の結果、当社普通株式にかかる株券は、東京証券取引所及び大阪証券取引所の株券上場廃止基準に該当しますので、当社普通株式にかかる株券は、臨時株主総会及び当社普通株主による種類株主総会開催日の翌日から1ヶ月間、整理ポストに指定された後、上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式にかかる株券を東京証券取引所及び大阪証券取引所において取引することはできません。

### 3. 本完全子会社化手続の日程等

#### (1) 本完全子会社化手続の日程の概略（予定）

取締役会決議（基準日設定）	平成19年11月20日（火）
基準日（臨時株主総会及び当社普通株主による種類株主総会）	12月6日（木）
取締役会決議（臨時株主総会及び当社普通株主による種類株主総会招集に関する内容決定）	12月20日（木）
臨時株主総会及び当社普通株主による種類株主総会開催	平成20年1月24日（木）
株券提出手続の開始日（株券提出公告及び株主・登録株式質権者への通知送付）	1月25日（金）
整理ポストへの指定	1月25日（金）
当社普通株式にかかる株券の売買最終日	2月22日（金）
当社普通株式にかかる株券の上場廃止日	2月25日（月）
全部取得条項付普通株式全部の取得及び株式交付の基準日	2月28日（木）
株券提出の期限	2月29日（金）
全部取得条項付普通株式全部の取得及び株式交付の効力発生日	2月29日（金）

#### (2) 本定款一部変更等後における当社の株式にかかる株券の上場廃止に関する事項

当社普通株式にかかる株券は、平成20年1月25日から平成20年2月24日までの間、整理ポストに指定された後、平成20年2月25日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式にかかる株券を東京証券取引所又は大阪証券取引所において取引することはできません。

### 4. 臨時株主総会及び当社普通株主による種類株主総会招集のための基準日の設定

#### (1) 臨時株主総会及び当社普通株主による種類株主総会招集のための基準日の設定

当社は、平成20年1月下旬開催予定の臨時株主総会及び当社普通株主による種類株主総会において権利を行使すべき株主を確定するため、平成19年12月6日を基準日と定め、同日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その権利を行使すべき株主といたします。

公告日 平成19年11月21日

基準日 平成19年12月6日

公告掲載方法 電子公告（当社ホームページに掲載します。）

<http://www.densei-lambda.com/ir/indexj.html>

#### (2) 臨時株主総会及び当社普通株主による種類株主総会について

開催予定日 平成20年1月24日

#### (3) 当社普通株主による種類株主総会のための基準日の設定についての補足説明

当社は、上記臨時株主総会において、本定款一部変更等の議案を付議する予定です。同臨時株主総会において本定款一部変更等 が決議されますと、当社は会社法上の種類株式発行会社となり

ます。そして、本定款一部変更等の定款変更を行うためには会社法第111条第2項第1号により、当社普通株主による種類株主総会の決議が必要となりますので、臨時株主総会と併せて当社普通株主による種類株主総会を開催するものであります。

上記基準日設定公告日現在において、当社は、会社法第2条第13号に規定する種類株式発行会社ではありませんが、上記のとおり、平成20年1月24日開催予定の臨時株主総会において種類株式発行会社となることが予定されており（本定款一部変更等）、当社普通株式を全部取得条項付普通株式に変更するためには、普通株主による種類株主総会の決議が必要となりますので（本定款一部変更等）、併せて当該種類株主総会において権利を行使すべき株主を定めるための基準日を設定するものであります。

なお、全部取得条項付普通株式に変更される予定の株式は、上記基準日設定公告日現在において当社の発行しているすべての株式であることから、基準日における最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主のすべてが、当社普通株主による種類株主総会招集のための基準日設定公告の対象となります。

## 5. その他

### (1) 本完全子会社化手続後の状況

本完全子会社化手続による商号・事業内容・本店所在地・代表者・資本金の変更はありません。

### (2) 本完全子会社化手続による業績への影響の見通し

本完全子会社化手続による当社の連結及び単体事業への影響は想定しておりません。

以上